会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議の名称</td><td colspan="3">第５回つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和元年（2019 年）７月９日　午前 9 時 30 分～午前 11 時</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">つくば市役所 6F　全員協議会室</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局
（担当課）</td><td colspan="3">保健福祉部　障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委員</td><td colspan="3">岡崎慎治（座長）、金子和雄（副座長）、根本希美子（欠席）、後藤真紀、藤井ひとみ、小田倉時雄、武田真浩、吉田美恵、塚田恵鯉子（代理）、岩﨑信明、八田信雄（欠席）、坂入敦子、覺張茂樹、橋本佳子</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">水野保健福祉部長、津野次長、小室次長、
根本障害福祉課長、武笠課長補佐、中野係長、吉村係長、
吉崎主事、
小野村健康増進課統括保健師、
土田特別支援教育推進室長、植弘主任、</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の別</td><td>■公開　□非公開　□一部公開</td><td>傍聴者数</td><td>６人</td></tr>
<tr><td colspan="2">非公開の場合はその理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">議題</td><td colspan="3">児童発達支援センター整備に関する提言について（資料１）</td></tr>
<tr><td>会議次</td><td colspan="4">１　開会
２　座長あいさつ
３　議事</td></tr>
</table>

第	⑴児童発達支援センター整備に関する提言について（資料１） （質疑応答及び意見交換） ４　事務連絡 ５　閉会 ＜議事内容＞ 事務局：早速、本日、検討会のほうを始めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 今回で第５回目になりました、つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会です。本日、太刀川先生が急遽、御用事がありまして、代理で塚田先生がお越しになっていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。あと、かけはしねっとの根本委員・主任児童委員の八田委員も欠席で御連絡をいただいております。 座長：本検討会については、今回で最後ということになるのですが、その上で、前回に引き続き、皆さんに御意見、御議論いただきたいので、ぜひ協力いただければと思います。まず、議事に沿って、事務局から御説明のほうをお願いします。 事務局：発達障害児の現状 2 ページから 13 ページです。こちらにつきましては、各項目に渡り大きな変更はありませんが、平成 30 年度の実績を追加させて頂いております。また、前回の検討会でご意見頂いた重症心身障害児の人数というのを加えております。続きまして、つくば市における発達障害児への相談体制の課題についての部分です。14 ページから 15 ページとなります。こちらをご覧ください。こちらにつきましては、各課題について整理させて頂きましたので、ご説明させて頂きます。

	発達障害児に関しての現状における課題としましては、大きく以下の事が考えられます。誰も取り残さないという SDGs の理念に沿って対応することを求めていくという内容になっております。 まず、相談支援体制の不十分さについては、身近な相談、専門的な相談の相談窓口がありますが、各支援機関の支援内容を総合的に対応できる機関を設けることが必要ではないかという事があげられます。 また、本来は対象者全員に事業所作成の支援利用計画が必要であり、プラン作成を行う専門の相談支援事業所の少なく拡充が必要ではないかという事があげられます。 次に、発達相談に行こうとしても、初回相談枠があるが、予約が数カ月先であり、対策が必要でないかという事があげられます。 次に療育の質の確保の必要性ということであります。児童発達支援や放課後等デイサービスにつきましては、サービス費が大幅に増えているが、一方で質の確保もされていないという場合もあり、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインの順守を求めること、また事業所の職員に対しても研修も必要ではないかという事があげられます。 次に、児童発達支援や放課後等デイサービスで対応しきれない肢体不自由児、医療的ケアの必要な児童、重度行動障害のある児童に対する療育の場が限られていると。児童発達支援を行う民間の事業所と、市直営の発達支援センターの役割分担が必要ではないかという事があげられます。 次に療育については保護者のレスパイトの意味を含めた周知が必要ではないかという事があげられます。 次に、幼稚園、保育所、小学校等における支援の質の確保が必要ということであります。幼稚園、保育所等、各所で取り組みが異なっており、対応レベルをそろえるための発達障害等に関する合同研修が必要ではないかという事があげられます。

	次に、インクルーシブ教育についてもっと取り入れていくことが必要ではないかという事があげられます。 次に、関係機関の連携が必要であるということであります。関係機関、保健センター、保育所、幼稚園、特別支援学級、特別支援学校等、顔の見る関係が必要ではないかという事があげられます。 次に、関係機関の蓄積した情報がきちんと次のステージに引き継がれておらず、情報の共有の部分が必要ではないか、ということです。関係機関をつなげる役割を持つハブ機関が必要であり、特に 18 歳以降のトラクション支援を意識することが必要ではないかという事があげられます。 次に、地域における発達障害に対する理解の不十分さ、ということであります。子供を育てる保護者においては、一般的に障害に対する知識や療育や福祉サービスの資源等の情報提供が不十分であり、その周知が必要ではないかという事があげられます。 次に、発達障害に対する周囲の理解や知識が不十分なため、保護者が精神的に苦しい思いをしたり、子供に対して一貫性のない対応となることがあり、更なる支援が必要ではないかという事があげられます。 次に、保護者への支援の充実として、ペアレントトレーニングやペアカウンセリングを充実させる事や、就労支援等により社会参加を促進していく事が必要ではないかということという事があげられます。 次に児童発達支援センターの整備に関しての基本理念。次に、児童発達支援センターの機能について説明をさせていただきます。16 ページから 19 ページの部分につきましても、前回から大きく内容のほうは変更しておりませんが、確認の意味で説明をさせていただきます。 児童発達支援センターの基本理念としましては、子どもの発達に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中で、安心して子育てできる、というところで、安定した環境の中で子どもたちの持っている能力を十分伸ばす

	ということ、児童発達支援センターに対する大きな役割が求められている、ということから、その中で育ちを応援しているようなキーワードとして、「気づく、繋ぐ、支える」というものを提唱させていただければ、というところです。 　次に、児童発達支援センターの機能というところで、先ほどの基本理念としての「気づく、繋ぐ、支える」というものを実現するために、児童発達支援センターにおいては、これから述べる事業を推進していくという事を書かせていただいております。 　まず、相談支援事業ということであります。 　繋がりやすく分かりやすい相談窓口を開設し、子どもと保護者の相談を受ける総合的な相談機能をもち、専門相談の敷居が高く感じる保護者においては、総合相談窓口として橋渡しを行い、より高い専門性の相談へと繋げる事が可能になってくると、いうことであります。 　次に、児童発達支援事業ということであります。 　子どものそれぞれの発達特性に応じた児童発達支援の充実、というところであります。障がいや発達に不安のある児童に関しましては、早い時期から適切な支援を受けることによって、生活上の困難が軽減されてくるということで、将来に渡っては不登校や引きこもりなどを防ぐことにも繋がっていくということから、特に支援が必要な子どもに対しましては、関係部署と連携し、専門的な療育支援を行って、日常生活における基本動作や他者との関わりについて指導や訓練を行うこと可能になってくるということであります。 　次に、幼稚園、保育所等への訪問支援ということであります。 　障がいのある児童の社会参加、包摂を推進するということであります。現在、幼稚園、保育所等には障害児通所支援サービスを利用しながら、通所している児童がいたり、サービスは利用していないけれども何らかの支援を必要としている子どもが増えているという現状があります。障がいのある子ど

	もの社会参加や包摂を進めていくという中で、地域の幼稚園、保育所でも適切な保育教育を受けられるような支援が求められていることから、保育所等訪問支援という事業の中で、幼稚園、保育所等で集団になじめない子どもやその可能性のある子どもに関して、訪問支援員により、集団活動での支援、子供の特性に応じた環境や活動の手順を支援していくことが考えられます。 　また、巡回相談事業といたしまして、臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士等が巡回しまして、支援を必要とする子供への関わり方や環境調整などアドバイスを行っていくとことも考えられます。さらに職員の障害に対するスキルアップというところで合同研修や課題の共有化を図っていくということも考えられます。 　次に、18 ページの関係機関および民間事業所との連携支援ということであります。縦の連携、横の連携、切れ目のない一貫性のある支援体制作りということであります。切れ目のない、一貫した療育を行っていくということであれば、民間事業所を含めて、保健、子育て、教育、福祉などの関係機関がしっかりと連携をしていくことが必要だということであります。 　今後は、児童発達支援センターが中心となって、複数の関係機関を対象とした、ケース会議、情報の共有や引継ぎを主とした移行支援に関する会議などを定期的に開催することが考えられます。 　次に、19 ページの家族支援、地域支援機能についてということであります。家族支援の充実と、子供の発達支援にかかる地域支援者への支援ということであります。障害のある子供を育てる家族に対して、子供の育ちや暮らしを安定させることを基本に、保護者を含めた支援として、子供との関わり方を学ぶ「ペアレントトレーニング」や、「ペアレントガイダンス」、「家族へのカウンセリング」、「保護者会のフォロー」、などを行っていくことが考えられるということであります。 　次に、児童発達支援センターに必要な人員、設備についての部分につきま

	しては、前回から大きな変更点はございませんので、説明は省略させていただきます。次に、児童発達支援センターの設置方法についての部分というところで、今回お示しした内容は前回と同じ内容になっておりますが、改めてご説明させていただきたいと思います。 児童発達支援センターの設置場所として大きく、三つ、上げさせていただいております。まず、中央消防庁舎跡地のメリットとしましては、市中心部にあり、利便性が高いというところであり、筑波大附属病院に近いというところで、筑波大学と連携した事業が可能であること。また、デメリットとしましては、大学主体の新築設計となれば、調整が必要となってくるということがあげられます。 次に、桜庁舎跡地のメリットとしましては、大規模な施設を新設することが可能であり、保健センターや保育関係施設等もあわせて設置できることがあげられます。デメリットとしましては、大規模になればなるほど多額の予算が必要であり、実現に時間がかかる可能性がある、ということがあげられます。また、測量から実施していく必要があるため、一定の建設期間必要であるということも考えられます。 次に、豊里保健センターのメリットとしましては、建屋はすでにあるため、内部の改修だけで行うことができる。予算は多額にはならず工期も長く掛からないことがあります。デメリットとしましては、施設面積に限界があり、保健センターや関係機関が同一建物に入ることは、難しいことがあげられます。また、豊里地区という事から、公共交通機関の充実していない、という事も挙げられます。 児童発達支援センターの整備手法としては、中央消防庁舎跡地では、賃貸か新築。次に、桜庁舎跡地では、新築。次に、豊里保健センターでは改修という順番で、整備を進めていくという内容としており、市に対しても、この順番で検討を進めて行き、予算を確保した上で設置することを求めていくと

	いう内容としております。 　また、共通する課題としまして福祉支援センター及び民間事業所との役割分化についても行っていくということとしております。 事務局からの説明は以上となります。 座長：ありがとうございました。ただいま事務局の方から児童発達支援センターのあり方に関する提言案の内容についてご説明をいただきました。これから検討を行っていくにあたり内容を絞っていくということで、三つに分けて質疑等を行っていきたいと思います。まず、提言案の一章から二章、最初からだいたい 13 ページくらいまでですかね。この中に関して、何かご質問やご意見等ございましたら是非お願い致します。 委員：じゃあいいですか。 委員：はいお願いします。 委員：今後、進めていく中で、児童発達支援センターができても、今福祉支援センターで行っている児童発達支援事業についても課題があり、課題を共有した上でセンターを整備していかないと、全て終わりになっちゃうのではないかという事がありますので、そこの所は十分注意していく必要があります。 座長：ありがとうございます。 委員：赤ちゃん訪問事業の推移っていう所で、幼児の検診の状況っていう事では 1 歳半、3 歳、今後 5 歳っていう事の節目での中で見つけていくってい

	うのもあると思いますが、早期発見っていう観点から言えばこの赤ちゃん訪問は、早い時期に発見できる。いろんなケースがあろうかと思いますが、早めにそういった人たちをフォローしていくことが必要だと思います。児童発達支援センターは、重度のあの方、地域の所では中々受け入れができないような重度の方達の受入と保育所・幼稚園の中にいる子供さんの中で、大変な子供についての相談や支援を行うという風にも読み取れますが、少し詳しくお話しいただけますか。 事務局：ご指摘の部分はデータの部分だけだとは思いますけれども、今両方言われた部分の保健センターの関わり、幼稚園保育所の関わりの所でございまして、17 ページの保健センターの所で 1 歳 6 ヶ月検診、などの事を書いてございまして、赤ちゃん訪問で気になった子達のフォローをしておりまして、そのフォローをしている人数がさっきの 300 人とか 400 人という 3 ページの数字になっております。幼稚園保育所との関わり合いについてはというそれぞれ幼稚園保育所で状況が違っているし、そこで接する先生側も十分にできている人と、できていない人がいる。それをさらに支援員がいる場合といない場合があるという事も含めて、保育所等訪問支援や今もやっております巡回相談もありますし、そこでさらに職員対する研修など、そういったものを含めて、やっていく事がいいのではとないかと提言案に書かせていただいたところでございます。 委員：いろいろな課題がこれからあると思うので、解決しながら児童発達支援センターを建設していくと必要がありますので慎重な取り扱いの中で決めてくべきだなっていうふうに思っております。 座長：はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

	委員：7 ページの特別支援学級及び通級指導教室の設置内容のところで、特別支援学級があり、通級指導教室っていうものがあります。次のページに各学校にそういった教室の一覧を見ると、通級指導教室が非常に少ないと思うんですけども、実際 LD の児童のパーセンテージが高いと言われている中で、今後、通級指導教室が増えていく見通しがあるかどうかをお聞かせください。 座長：はい、お願いします。 事務局：今お話のあったように確かに、小中学校で LD の疑いがある児童は増えている状況があります。通級指導教室というのはおおむね 10 人を 1 クラスとして、学校から希望・要望が出てきた段階で県の方に申請をして、認められて初めて通級指導教室ができる状況があります。10 人という人数という事と、10 人に満たなくても希望があった所は県の方に申請は出していますけれどもなかなかそれが通らないで、通級指導教室ができないっていうような経緯もあります。今後、実情に応じて、増やしていきたいところですし、学校から要望があれば引き続き県の方には、申請していきたいと考えております。 委員：はい、ありがとうございます。実際の現場で LD のお子さんを見極める能力といいますか、お子さんが困っているっていう状況っていうのはあるわけで、私の所に通って来ている青年も学校嫌いで不登校になってしまってうちで B 型を利用している。そのお子さんも、最近検査をしましたら、やっぱり LD っていうのを見逃されてきていたっていうのが分かったんですね。自閉症スペクトラムは最初から分かっていたらと思いますけれども、LD が

	あることでいかにその学校嫌いが発生するかっていう、現場の先生方が見抜いていただかないといけない。親や本人から訴えるものではないので、教育の質の良さっていう所を問われるところだと思う。 座長：はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。今の事に関連して、市の方で小中の不登校の児童・生徒の数等は把握されてらっしゃいますか。 事務局：不登校の児童生徒の数に関しては教育指導課と教育相談センターの方で、数を把握しております。 座長：今回のこの提言等の中で扱うものかどうかちょっと微妙なところもありますが、今のようなお話もございましたし、数字を挙げていただけるのであれば提言の中で含めていただくこともあっていいかなと思ったのが、まず１点です。精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移ですが、18 歳未満のお子さんの数が 28 名と少ないですが、年度経緯で見ていただくと 26 年から倍になっているようにも見えます。18 歳以上のほうに関しても同じように増えてきているという状況がありますので、若干気になったのは 18 歳未満の記述として、28 人で他の障害に比べて少ないという部分で、何かお考え等あれば確認したいと思います。 事務局：年々増えていますとか、そういった文言に書き加えましょうか。 座長：はい、その記述にして頂けると、元年度以降のデータを出していただく中で、おそらく変わってくる可能性が非常に高いと思いましたので、そのときに記述上、齟齬が起きると思っての提案でしたので、そのようにお考え

	ただければと思います。 事務局：不登校児童の方は恐らく、数字は、出てくるとは思いますが、どういった文脈の中で入れるのか、いろんな要因がありそうなので、提言の中で取り上げていくほうがよろしいでしょうか。 座長：分かりました。記述としては、不登校とか関連する記述は、提言等の中にはあると思いますので、記述に関してはこの時点で私個人としては、どうしても触れておきたい内容ではないですが、委員間では共有いただきたい情報ではあったというものです。 委員：先ほど学校の不登校の話が出まして、私のクリニックで不登校の子供達、中高生、小学生含めすごく多くいるけれども、学校の通級の話を保護者の方に言っても、学校の対応はよくはないみたいな言い方をされる。学校の先生方とお話しても、不登校の認識がそこまでないなという印象を受けることも多いので、これをきっかけに教育関係との連携を十分に学んでいただく機会になったらいいのかなとは思います。本当に、クリニックに不登校達がいっぱい来ていますので、そこで学校を開けるくらいみなさん来ていて、みんな行くところもなくて、困っています。学校の先生に言ってもつっぱねられてしまうことも多いみたいなんですよね。そういう部分で、学校の先生方も少し、まあ、柔軟に対応していただけるといいのかなと思います。 座長：ありがとうございます。 委員：不登校の子どもたちの数は小中別々では分かりませんが、少なくとも、三桁はいるっていうのは、承知しております。かなりいるっていうこと

	は非常に大事な提案かなというふうに思います。 それから精神保健福祉手帳の所持者数の 18 歳未満の記述の部分で 28 人と他の障害と比べて少ないという記述は私もやはり違うと思います。 座長：はい、ありがとうございます。 精神障害者保健福祉手帳所持者に関する記述に関しては、修正いただくということでよろしいでしょうか。 座長：続いて、3 章から 5 章、14 ページから 19 ページについて、ご質問ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 座長：15 ページの関係機関の連携に関するところで、18 歳以降の支援について書いていて、これは本当にその通りだなと思うんですが、もう少し踏み込んだ記述として、例えば、発達障害者支援センターは、県の対応としてあると思うのですが、他県等では、複数のセンターが設置されていてニーズの高い地域にスタッフがいるという状況もあるように伺っていますが、児童発達支援センターが発達障害者支援センターの役割を担っていくことは考えられますか。 事務局：15 ページ、ご指摘の通り、県の発達障害者支援センターと連携することも当然必要な訳です。同じ市内にありますので、当然、連携していければと思っています。 　実はこの会議にもお呼びできればなと思って日程調整したときもありましが、スタート当初でお忙しくてお呼びできなかった訳できず、年齢の違いぐらいでしか対象者がかわらないですし、両方に行く方もいらっしゃると思いますので、しっかりと連携をとっていくことが必要であろうかなと考えてい

	ます。 座長：連携が前提ということでしたら特に記述の追加までを求めるものではないと思いました。他にはいかがでしょうか。 座長：では、お願いします。 委員：15 ページ幼稚園、保育所、小学校等における支援の質の確保の必要性ってありますが、幼稚園とか保育所に入ってからの、支援は分かるんですけど、入るまでの支援がほとんど無くて、行きたいけど保育所とか幼稚園になかなか入れないっていうお話も聞くんですけど、そのへんの支援というのは、児童発達支援センターができてからの支援体制について検討していく必要があると思います。 事務局：ご指摘の点でございますけども、入園の際のという話ですので、今の幼稚園なり保育所が充分にできているかどうかっていう話だと思いますので、そこをうまくできるようにするというのは要するに、幼稚園・保育所側の、受け入れの状況であり、ちょっと違うから嫌だからとか否定的に受けとめてしまうことが、実際に起こっているんだと思いますので、それを変えていくためにも、やはり幼稚園・保育所の先生側の意識をちょっとずつ変えていかきゃいけないということになってきますので、そういう意味では、明示的に書いていているわけではございませんけども、研修等によって、その先生たちの質の向上をしていくと書かせていただいているという状況でございます。 委員：保育所に入るときに支援してくれる人は、今はいないっていうことで

	すか。私の場合は大分昔ですけれども、保健センターの方が一緒について行ってくれました。でも障害のことには、あんまり詳しくなくて、一緒に、幼稚園に行って、園長先生と話して、「ちょっと難しいですね」みたいな感じでした。 　結局、幼稚園に子どもを預けられないなぁと思って、私は、いろいろやらないで諦めたんですけど、そういうことが、今でもあるという話も聞くので、保護者だけが幼稚園と接するのではなくて、療育に通っていたら、療育の先生とか、相談したりするところがあると思うんですけど、療育に通ってないお母さんとかは不安があると思うので。今後は、何らかの支援があるかたちにしていただけるのかなって思います。 委員：公立の保育所・幼稚園は、かなり重度のお子さんも扱っていて、所長が支援員つけてほしいという要求があれば、高い頻度で、支援員をつけていただいているという状況になっています。 　脳性麻痺のお子さん、自閉的な傾向のあるお子さんとか、いろんなお子さんがいます。民間の事業者さんですと、躊躇されますが、公立の幼稚園・保育園では、積極的に受け入れていただいているのと、医療的ケアのお子さんも一部、不十分ではありますけども、お母さんの協力も若干受けながら、受入れているという状況なので、職員のスキルを上げて、しっかりと支えるサポートを作っていくことが、インクルーシブな教育につながるのかなと思っております。 　ただ、支援員を配置するのは良いんだけれど、支援員をいっぱい配置するのが良いとは思っていないんですよね。集団的な刺激を受ける中で、やっぱりたくさんの支援員がつくことがいいのか、一定の人数で子どもたちとのかかわりを大事にするほうがいいのか、専門的な見極めをしっかりしていきたい。必要であれば支援員さんを配置するシステムが必要であると思っており

	ます。 座長：よろしいですか。 委員：先ほど、お話がありましたように、入所する時・入園する時にお子様の状況がどうであるのか、事前に聞くということは、たしかにできていないのは、事実であると思います。これまでの育ちはこうであり、今後こういうケアが必要であり、保育所でどのような生活を望まれているのかというところのお話があって、入所の決定となればよいのですが、対応できていないところはたくさんあると思います。 　先程の話にもありましたように、療育の事業所に行かれていて、事業所の方から問い合わせの連絡を頂くことも多くあります。 　そういう場合ですと、このような支援をしていきましょうという風に、お話できるんですけども、全くどこにも通われていないお子さんだと幼児保育課の方に受付されるわけですが、専門の方がいるわけではないので、おおよそ状況を伺ったうえで、内定までの話が進み、内定になったところで、保育所に出向いて頂いてお子様も連れて来て頂いて、再度面接を行うようになっています。 　先ほど、お話がございましたように、1 対 1 の対応が、必要なお子様、医療的な問題があるお子様もいまして、看護師が常にいる保育所であれば、受け入れは可能ではあるんですけども、実際にその看護師が常にいる保育所というのが、全保育所ではないわけです。0 歳児をお預かりしている保育所ですと、看護師はいるんですけれども、それ以外は看護師はいませんので、保育所に希望されて、医療的なケアが必要であるという場合ですと、大変申し訳ないですけども、お断りさせていただく場合もございます。保育所としては看護師をどの保育所にも配置して欲しいという、希望は出していますが、

	保育士の不足、看護師の不足という感じで、募集をしてもなかなか見つからないという状況です。 　保育所での問題として、加配保育士もどのぐらいの人数が必要なのか、1クラスに、何人も保育士がいるからこそ、それで育つのかといったら、そういう問題ではないという事実もありますので、子供同士で育つもの、というものも大きい。そこを希望して、集団の中に療育と並行して、こちらに通っている、というお子様も確かにいますので、そこの見極めは、やっぱり私たち保育の専門職として、勉強しなきゃならなければといけないことがたくさんあります。いろいろな機会で勉強させていただければなと思っております。 座長：はい、ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。 委員：15 ページの一番下の行に発達障害児の「ペアレントトレーニング」や「ペアカウンセリング」と就労支援等の社会参加とどのように関係するのかなと思いますが、発達障害児の就労支援を別立てにしていて、具体的に言うと、どういう就労支援を想定してらっしゃるのかもお聞きしたいところではあります。 事務局:ご指摘の点のところは、社会参加の一例として就労支援等というふうに書いておりまして、まあ、それは一般的な就労支援であったり、若者サポートステーションの存在も含めて、社会参加の中で、一番分かりやすいパターンとしての就労支援というようなことで書かしていただいておりますが、別な例示的な形でも示していくこともよろしいかなとは思います。 委員:できましたら、就労支援も大事なことなので、別立てにしていただけ

	ればと思います。 事務局:就労支援等による社会参加を促進することが必要ではないかというご意見でよろしいでしょうか。 委員:不登校の問題もありますし、ひきこもりの問題もありまして、中学時代から不登校では、社会参加が難しいっていうことになると思うんです。特に就労については、急に年齢がきたから就労しようというのはとても難しい。だから、学校という集団にもなじめない方に対し、もっと地域をあげて、社会参加のための支援をしていくことをつくば市としては持っていただきたいなっていう、思いがありまして、その結果、就労支援もその中に含まれるみたいな、そんなふうに思っていただきたいなって思います。 委員:就労支援との関連性があまり、感じ取れないっていうような気がします。それと同時に先ほどの話を伺って今、生涯学習基本計画を立てているところで、その中で、障害を持つ方たちの生涯学習っていうことが、やはり大事だっていうことを言っていまして、学校を離れたあとにいろんな生涯的にいろいろな学習をする場所がないということになるので、そういう場所の話が出ているんですが、この児童発達支援センターの中でどういうふうに位置付けていくことがちょっと非常に難しいなと。先程、18 歳以降の支援もするっていう事であのご意見があって今後、どのように関連付けていくか検討していく必要があるなと思いました。 事務局：原案の書き方がまずかったのかもしれませんけども、基本的に児童発達支援センターの話でございますのでの 18 歳未満の児童を年頭に置いているものでございます。とは言いつつその先も意識しないといけないのでは

	ないかという事で、15 ページの中段のところで 18 歳以降はトランジション支援という様な事を書いております。あわせて就労支援については、18 歳以降でそれに続く部分ということで、就労支援と社会参加と共通するような文章ということで思っておりまして、先程の委員の意見と最後の行の後半部分を、改行して別立して修正してはいかがかなというような感じはしております。 座長：就労支援等による社会参加の促進っていうのが児童発達支援センターの課題でもあると同時に発達障害児の支援体制の課題として挙げていただくべき内容だと理解致しますので、そのような形で記述をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではここに関してはその様に追記をさせしていただくという事でお願い致します。 　じゃあ、そろそろ、この項に関しては以上としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 　では、最後に 6 章から 7 章、20 から 22 ページですね。ご質問等ご意見あればお願いいたします。 委員：20 ページの家族支援・地域支援のところに担当職務って書いてあるんですけど、どういう担当職務の方をお考えなんでしょうか、だいたい人数とかも。 事務局：あっさりと書いてしまいましたけど、具体的な所まで、まだ至っておりませんので、建物についても 22 ページに書いてございますけども、その建物の大きさとかもまだ具体的に何か決まっているものはございませんし、どれだけの人を張り付けられるかという事を考えていく中で、この家族支援・地域支援というのも今後しっかりやっていきたいというところでござ

	います。 座長：はい、今のご意見いかがでしょう、関連した意見と思われるんですが、臨床心理士と臨床発達心理士となっているのですが、センターが設置される時点では、おそらく一定程度、公認心理師の方が出てくるはずですので、そういった方をどういう形で雇用していくかっていうことはその場では長期の課題ではあるとは思いますが、家族支援、地域支援の枠にも関わってくることかなというのはお話を伺っていて思いましたが、いかがでしょうか。 　現在 21 ページに臨床心理士三人・臨床発達心理士一人というふうになっているんですが、まあ臨床心理士は基本学科認定資格ですし、公認心理師は国家資格になりますので、記述に関して工夫いただければと思います。 事務局：臨床心理士の後ろに公認心理師ということでそれぞれ、3 段目 4 段目に書かしていただいた上で、担当職員のところは、児童発達支援センターの職員の医療職員の役割といいますか、職種であったり、業務内容であったりしますので、その上の段の各部署相談担当職員というのを各部署支援担当職員というふうに書いていくことでよいでしょうか。 　具体的には、センターがオープン直前にならないと中々決めづらい部分はあるとは思いますので、その点はちょっと、今申し上げたように臨床心理士の後ろに公認心理師を書く。最後の段のところについては、その上の行の関係機関連携の部分を同じように変えさせていただく、というような修正でいかがでしょうか。 座長：いかがでしょうか。座長としましてはまあ、提言ですのであまりこう、初めから絞るということがいかがなと感じていますので、先程の内容で

	修正いただくということでよろしいでしょうか。 座長：では、他にはいかがでしょうか。 委員：児童発達支援と書いてある、項目の実施者欄というところと、その下の保育所等訪問支援と書いてある項目の実施者欄というところなんですけど訪問支援員として臨床心理士、作業療法士、理学療法士と記載されていますが、機能訓練担当というところに言語聴覚士等というそこのみだけで見てみると、理学・作業療法士等と書いておく方がいいと思いました。 　理学療法士が入らない保育所等訪問支援の方に理学療法士のみが入ってくるということでちょっとバランスが悪いかなと思いましたので、両方に入れておく方が、バランスいいのかなと、ちょっと末節的な話で申し訳ございません。 　発達障害の部分をどのようにとらえていくかというところで、2 ページのところで、精神障害者保健福祉手帳の部分が、発達障害と理解されてしまってもいけないという部分があって、ちょっとそこら辺が誤解されかねないのかという心配があります。 　小児で受診している間は、あまり精神障害者保健福祉手帳はとらないんですね。18 歳以降になって、精神科に移り始めてから、取り始めていくようなケースが多いということで、実質的な児童、発達障害児の人数をこの人数は表してない現状があると思います。 　そして、それを表しているのは、公立小学校特別支援学級児童の部分に書いてある。先ほどの少ないという表現は、逆に誤解を生むので検討したほうかよいと思います。 委員：精神障害者保健福祉手帳については、皆さんご存知だと思うんですけ

	ど、18 歳未満では取得しない方が多く、18 歳以上の大人になって就労の時に使ったりとか、大人になってから取得される方がほとんどなので、その点を少し補足させていただきます。 座長：先程、検討いただいたところの記述に関しての補足をご説明いただいたということと、20 ページ二枠目と三枠目のところの作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は同じ表記にするご提案ですがいかがでしょうか。 座長：精神障害者福祉手帳所持者は他に比べて少なくなっていますという部分については、背景の意味っていうことを考えてしまいますので、やっぱり少ないっていうことを強調する必要はないと思います。 事務局：全部とってしまって、28 人となっていますが、年々増えていますとか、それぐらいの簡単な表現でよろしいでしょうか。 座長：はい、それで、いかがでしょうか。では、そのように修正します。 座長：前の方に戻って確認頂きましたが、他に何かご意見ございますか。 委員：このセンターに、必要なものとして、保護者の支援があると思うんですけど、そういった、保護者が集える場所をお願いしたいのですが、その他の設備、交流スペース等の中に含まれるということでよろしいでしょうか。 事務局：はい。 座長：他にはありませんか。

	では、他にご意見ないようでしたら、このつくば市児童発達センターの在り方に関する提言というものについて、この時点では案となっておりますが、今までの修正を踏まえ、案の部分を削除という形で、まとめさせていただければと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。 委員一同：異議なし。 座長：では、ご承認頂けたということで、案の部分を削除させて頂き、この、つくば市児童発達支援センター整備に関する提言として、皆様のご意見が含まれたものとして、つくば市に提出にさせていただきたいと思います。では、最後になりますが、事務連絡の事項がございますようなので、事務局の方から、お願いたします。 事務局：事務局の方から、連絡させて頂きます。本検討会につきましては、つくば市児童発達支援センターの在り方を検討して頂くということで、初期の目的は達成したということで、一旦、閉じさせて頂き、今後は庁内で具体的な事業内容を詰めさせていただくとともに、関係機関と協議させていただればと考えております。 　その後、進捗状況について随時、関係する方々への説明を再度させていただく予定としております。事務局からは、以上です。 座長：はい、ありがとうございました。今ご説明頂いた件につきまして、なにか、ご意見やご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。 委員：知らないうちに建物が建っちゃって、建ったあとで、なんでこれこうなってるのみたいなことが、すごくあると思うんですが、利用する側からの

	意見というのは、聞いてもらえたりするのでしょうか。 事務局：建物につきましては、今後になりますけれども、技術的な部分も含めてすべて対応することは、おそらく難しいかなとは思いますが、反映できるところは当然反映していきたいと思いますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。 　建物自体につきましては、筑波大学さんから、提案をいただいておりますが、すぐに出来上がるというというより、早くて 3 年後とか 4 年後とかのスケジュールになると思いますので、当然、時間がありますので、必要に応じて、時機を見ながら、皆様にご相談をさせていただきたいと考えております。 座長：はい、他にはいかがでしょうか。 座長：よろしいでしょうか。質問等がないようなので、本日の議事については全て終了とさせていただきます。一方で、先ほど「3、4 年後に設置」っていうご予定がございましたが、その間もいろいろ動いていくはずですし、動かしていかななきゃいけないのかなと思いますので、どういった形で集まるとか、意見集約っていう形になるのかは分かりませんが、引き続き、協力できる仕組みを各部署含めてつくっていただくとともに、ぜひ委員皆様のご意見を頂きながら進めていただきたいと思います。 　児童発達支援センター事業内容に関しても、引き続き、意見を出せる場を是非設けていただきたいと思います。 　では、この後の進行の方に関しては事務局の方にお任せをいたします。ありがとうございました。

	事務局：座長はじめ、委員の皆様、闊達なご進言ありがとうございました。以上をもちまして、第 5 回つくば市の教育児童発達支援センター（つくば市における児童発達支援センター）の在り方に関する検討会を閉会させていただきます。委員の皆様お疲れ様でした。

＜審議内容＞

第５回 つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会　次第

日　時　　令和元年７月９日(火)
　　午前 9 時 30 分 ～ 11 時 00 分
場　所　　つくば市役所６階 全員協議会室

１　開会

２　座長あいさつ

３　議事
⑴児童発達支援センター整備に関する提言について（資料１）
（質疑応答及び意見交換）

４　事務連絡

５　閉会

つくば市児童発達支援センター

整備に関する提言（案）

令和元年７月

つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会

＜目次＞

１　つくば市児童発達支援センターの整備に関する提言について・・・・・・・１Ｐ

２　つくば市における発達障害児等の現状について・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

３　つくば市における発達障害児等への支援体制の課題について・・・・・・・１４Ｐ

４　児童発達支援センターの整備に関しての基本理念について・・・・・・・・１６Ｐ

５　児童発達支援センターの機能について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６Ｐ

６　児童発達支援センターに必要な人員・設備について・・・・・・・・・・・２０Ｐ

７　児童発達支援センターの設置場所について・・・・・・・・・・・・・・・・２２Ｐ

1　つくば市児童発達支援センターの整備に関する提言について

平成 30 年度から始まるつくば市障害児福祉計画（第 1 期）において、平成 32 年度(2020 年度)までの目標に、児童発達支援センターの設置を含む、障害児支援の提供体制の整備が掲げられており、今般、「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」(メンバー別紙参照)において、5 回にわたって検討してきました。

児童発達支援センターは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定される施設で、発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援も行う施設です。また、地域における中核的な支援機関として、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言など地域支援をあわせて行います。児童発達支援センターでは 18 歳未満の障害児や家族を対象とした相談や事業が実施され、国は、児童発達支援センターについて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のほか、「障害児福祉計画に係る基本指針」や「児童発達支援ガイドライン」などで施設や運営の基準、提供すべき支援の内容等を示しています。

本検討会の意見として、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供するために、児童発達支援センターの機能を整理するとともに、必須機能と期待される役割を担うための機能を併せもつ複合施設のメリットを十分に活かすことを目指すことを求め、提言をまとめました。

２ つくば市における発達障害児等の現状について

市保健センター、保育所等、公立幼稚園、公立小中学校特別支援学級、県立特別支援学校、市障害福祉課、市直営事業所の取組をまとめるとともに障害福祉サービスの利用状況を以下に記します。

（１）障害児（18 歳未満）の人数の推移

障害児（18 歳未満）の人数は、３０年度には療育手帳（知的障害）所持者は 400 人を超え、身体障害者手帳所持者は 170 人前後を推移し、精神障害者保健福祉手帳所持者は 30 年度は 28 人と他の障害と比べて少なくなっています。

●療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数（18 歳未満）の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
療育手帳所持者	378	364	385	394	405
身体障害者手帳所持者	170	160	162	177	163
精神障害者保健福祉手帳所持者	10	11	16	22	28
合計	548	524	547	571	596

各年度末現在（単位：人）

＊障害者（18 歳以上）の人数の推移

障害者（18 歳以上）の人数は、年々増加しており、療育手帳（知的障害）所持者は 800 人程度、身体障害者手帳所持者は 5,000 人弱、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増え、1,200 人を超えています。

●療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数（18 歳以上）の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
療育手帳所持者	654	708	739	784	826
身体障害者手帳所持者	4,754	4,779	4,756	4,752	4876
精神障害者保健福祉手帳所持者	769	821	912	1,027	1266
合計	6,177	6,308	6,407	6,563	6968

各年度末現在（単位：人）

（２）市保健センターの取組（赤ちゃん訪問、幼児健診、のびのび子育て教室の状況）

市の保健センターでは、赤ちゃん訪問事業、幼児健診、のびのび子育て教室事業を行っています。

①赤ちゃん訪問事業の推移（保健センターの家庭訪問）

つくば市へ出生届があった人を対象として、地区の保健センターより保健師が訪問しています。訪問して気になる母子についてはフォロー者として抽出し、すこやか相談や再訪問等の対応をしています。なお、未訪問者については、電話連絡や乳児健診受診、予防接種状況等を確認するなどして、全対象者を把握しています。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,307	2,372	2,302	2,298	2,323
実 施 数	2,268	2,326	2,257	2,258	2,277
フォロー者数	394	410	234	349	348

各年度末現在（単位：人）

②幼児健診の状況

幼児健診を１歳６ヶ月と３歳で行っており、各健診時に精神面（言葉の遅れ、多動・自閉傾向など）や身体面（視覚の異常、尿検査陽性者など）の所見があったり、観察において発育が心配された児童をフォロー者としています。医療機関での発達支援や児童発達支援事業の利用に繋がっていない児童を対象として、電話や訪問、各種の相談窓口や療育事業に繋げるフォローを行っています。

●1 歳 6 ヶ月健診（各保健センターにおいて開催）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,354	2,298	2,427	2,411	2,380
受診者数	2,230	2,188	2,334	2,311	2,316
フォロー者数	246	233	275	208	197

各年度末現在（単位：人）

●３歳健診（各保健センターにおいて開催）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,360	2,368	2,392	2,491	1,643
受診者数	2,256	2,249	2,287	2,395	1,662
フォロー者数	549	318	359	310	265

各年度末現在（単位：人）

③のびのび子育て教室事業の利用状況（大穂・谷田部保健センターにおいて開催）

健診後に発達が気になる児童の保護者へ本事業への参加を推奨し、児童の発育を促したり、保護者の子育てに関する相談に対応しています。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実 施 回 数	46	48	48	48	48
延べ利用者数	522	480	516	484	498
実利用者数	63	58	61	49	56

各年度末現在（単位：人）

（３）幼稚園、保育所等の取組

①保育所等における、障害者手帳所持児童等への対応状況

平成 31 年４月１日現在、市内 22 公立保育所に計 1,685 人の児童が在籍しており、この内、障害者手帳所持児童 19 人、それ以外に特別な支援や配慮を要する児童は 167 人です。障害児対応の加配職員を常勤で 52 人（短時間を含めると延べ 169 人）配置して対応しています。

②公立幼稚園における、障害者手帳所持児童等への対応状況

平成 31 年４月１日現在、市内の全 16 公立幼稚園に計 838 人の児童が在籍しており、この内、障害者手帳所持者 １３人、それ以外に特別な支援や配慮を必要とする児童は 151 人です。在籍児童の安全確保や生活支援等を業務とする臨時職員（障害児介助員）を全園（計 43 人）に配属しています。

●幼稚園、保育所等の特別な支援や配慮を要する児童の状況

	施設数	手帳所持 児童数	手帳のない 要配慮 児童数
公立保育所	22	19	167
公立幼稚園	16	13	151
民間保育所等(※)	50	―	―
合　　計	88	32	318

令和元年度当初現在(単位：施設数、人)

※ 公立保育所の手帳所持児童数は、保育所で把握している人数

※ 民間保育所等は、民間保育所、認定こども園、小規模保育施設を含む

（4）公立小中学校特別支援学級の取組

①特別支援学級の児童・生徒数の推移

障害のある児童・生徒の数は増加の傾向が続いており、特に自閉症・情緒障害特別支援学級では、平成 27 年度から令和元年度にかけて小学校で 137 人増加しました。（約 50%増）

●公立小学校特別支援学級数及び児童・生徒数の推移

	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		令和元年度	
	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的	21	73	21	81	23	88	25	113	28	127
自・情	49	273	54	314	58	347	60	377	67	410
合計	70	346	75	395	81	435	85	490	95	537

各年度当初現在（単位：学級、人）

●令和元年度の学級数及び在籍者数（前年比）

<table>
<tr><td rowspan="3">特別支援学級</td><td>学級数</td><td rowspan="2">小</td><td>97（+9）</td><td rowspan="2">中</td><td>41（-1）</td><td rowspan="2">全体</td><td>138（+8）</td></tr>
<tr><td>在籍数</td><td>542（+44）</td><td>196（+20）</td><td>738（+64）</td></tr>
<tr><td colspan="7">学級内訳：知的（43）　自・情（92）　言語（１）　難聴（２）</td></tr>
<tr><td>通級指導教室</td><td colspan="7">４学級【二の宮小・春日学園・学園の森・手代木中】
35 名在籍（±０学級・－１人）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通常学級在籍の要支援児童生徒</td><td>人数</td><td rowspan="2">小</td><td>890 人(+182)</td><td rowspan="2">中</td><td>329 人(+29)</td><td rowspan="2">全体</td><td>1,219 人(+211)</td></tr>
<tr><td>割合</td><td>6.2%</td><td>5.8%</td><td>6.1%</td></tr>
</table>

令和元年度当初現在（単位：学級、人）

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

②学級別の学習内容等

教育課程は、原則として小中学校学習指導要領に基づいて編成しますが、特に必要がある場合は、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合わせて編成することができます。

	自閉症・情緒障害、言語障害、難聴	知的障害
各教科の指導	当該学年の各教科が原則	下学年の指導及び「各教科等を合わせた指導」の導入可能
道徳や特別活動の指導	必ず実施	必ず実施するが「各教科等を合わせた指導」の形態の中で実施可能
自立活動の指導	必ず実施	必ず実施するが「各教科等を合わせた指導」の形態の中で実施可能
つくばスタイル科の指導（小学校外国語活動を含む）	必ず実施①全校②学年または学級③支援学級④支援学級合同	原則実施、特別支援学校同様（実施なし）は妥当な理由が必要

③特別支援教育支援員配置数の推移

平成 29 年度より特別支援教育推進室が設置されています。28 年度までは概ね 60 人程度の支援員配置でしたが、翌年度より配置数は大幅に増やしています。

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
58	61	63	106	123

※各年度末現在（単位：人）

●特別支援学級及び通級指導教室の設置内容等

	障害種	学級設置基準	支援学級等での授業時間数
特別支援学級	知的障害	５～８人	児童生徒の実態に応じて最適な時数を設定し、個別の指導計画に明記して実施する。
	自閉症・情緒障害	３～８人	
	言語障害・難聴	３～８人	
通級指導教室 （通常の学級在籍）	LD、ADHD/自閉症 情緒障害、言語等	概ね利用者 １０人あたり 担当者１人	週当たり１～８時間程度が原則

平成30年度　つくば市小・中・義務教育学校 特別支援学級等 設置数等一覧

〈小学校・義務教育学校〉

No.	学校名	知的	自・情	言語	難聴	（通級）
1	桜学園栄小		○			
2	桜学園九重小		○			
3	桜学園栗原小		○			
4			（増級）			
5	桜並木学園桜南小	○				
6			○			
7			○			
8			（増級）			
9	桜並木学園並木小		○			
10			○			
11	竹園学園竹園東小				○	
12		○				
13			○			
14			○			
15			○			
16	竹園学園竹園西小	○				
17			○			
18			○			
19			○			
20	吾妻学園吾妻小	○				
21				○		
22			○			
23			○			
24			○			
25	輝翔学園谷田部小	○				
26		○				
27			○			
28			○			
－			（減級）			
－			（減級）			
29	輝翔学園谷田部南小	○				
30	高山学園真瀬小	○				
31			○			
32	高山学園島名小	○				
33			○			
34			○			
35			（増級）			
36	洞峰学園小野川小	○				
37			○			
38			○			
－			（減級）			
39	洞峰学園二の宮小	○				
40			○			
41			○			
通①						○
42	洞峰学園東小		○			
43			○			
44	光輝学園葛城小		○			
45			○			
46	光輝学園手代木南小	○				
47		○				
48			○			
49			○			
50	輝翔学園松代小	○				
51			○			
52			○			
53	豊里学園沼崎小	○				
54			○			
55			○			
56	豊里学園上郷小	（新設）				
57			○			
58			○			
59	大穂学園大曽根小	○				
60			○			
61			○			
62	大穂学園前野小		○			
63	大穂学園要小		○			
64	大穂学園吉沼小	（新設）				
65			○			
66			○			
67	茎崎学園茎崎第一小	○				
68		○				
69			○			
70			○			

No.	学校名	知的	自・情	言語	難聴	（通級）
71	茎崎学園茎崎第二小	○				
72			○			
73	茎崎学園茎崎第三小	（新設）				
74			○			
75	春日学園義務教育		○			
76	（前期課程）		○			
77			○			
－			（減級）			
通②						○
78	秀峰筑波義務教育	（新設）				
79	（前期課程）	（新設）				
80			（新設）			
81			（新設）			
82			（新設）			
83	学園の森義務教育		（新設）			
84	（前期課程）		（新設）			
85			（新設）			
通③						（新設）
86	みどりの学園義務教育	（新設）				
87	（前期課程）		（新設）			
88			（新設）			

〈中学校・義務教育学校〉

No.	学校名	知的	自・情	言語	難聴	（通級）
89	桜学園桜中	○				
90			○			
－			（減級）			
91	竹園学園竹園東中	○				
92			○			
93			○			
94					○	
95	桜並木学園並木中	○				
96			○			
97			○			
98	輝翔学園谷田部中	○				
99			○			
100			○			
101			○			
102	高山学園高山中	○				
103			○			
104	光輝学園手代木中	○				
105			○			
通④						（新設）
106	豊里学園豊里中	○				
107			○			
108	大穂学園大穂中	○				
109			○			
110			（増級）			
111	洞峰学園谷田部東中	○				
112			○			
113			○			
114			○			
－			（減級）			
115	吾妻学園吾妻中		○			
116		（新設）				
117	茎崎学園茎崎中	○				
118			○			
119	高崎学園高崎中	○				
120			○			
121			（増級）			
122	春日学園義務教育		○			
123	（後期課程）		○			
再掲						○
124	秀峰筑波義務教育	（新設）				
125	（後期課程）	（新設）				
126			（新設）			
127			（新設）			
128	学園の森義務教育		（新設）			
再掲	（後期課程）					（新設）
129	みどりの学園義務教育	（新設）				
130	（後期課程）		（新設）			

設置学校数	43	小27	中12	義務教育4	
設置学級数	130	小74	中33	義前14	義後9
（知的障害）	40	小22	中12	義前3	義後3
（自閉症・情緒障害）	87	小49	中21	義前11	義後6
（言語障害）	1	小1	中0	義前0	義後0
（難聴）	2	小1	中1	義前0	義後0
通級指導教室	4	小1	中1	義務教育2	

（５）つくば特別支援学校の取組

●在籍児童生徒数（※Ａ部門:知的障害教育部門、Ｂ部門:肢体不自由教育部門）

部門（※）	小学部	中学部	高等部	合計
Ａ部門	９５	７０	７７	２４２
Ｂ部門	６１（７）	３０（１）	２３	１１４
合　計	１５６	１００	１００	３５６

平成 30 年度末現在（単位：人）

①在学中の放課後等デイサービス（障害児通所支援）の利用状況

利用している児童生徒は２７２人（７８％）で、つくば特別支援学校に送迎車両が乗り入れている事業者数は５１事業所に上っています。

部門	小学部	中学部	高等部	合計
Ａ部門（知的）	８４	５１	５１	１８６
Ｂ部門（身体）	４８	２５	１３	８６
合　計	１３２	７６	６４	２７２

平成 30 年度末現在（単位：人）

肢体不自由教育部門では、小・中学部の児童生徒の約半数が障害児相談支援事業所と利用契約をしており、早い時期から「障害児支援利用計画」を作成して、福祉サービスを適宜利用する児童が増えてきています。

②高等部卒業後の進路状況

高等部３年生の卒業時には、全ての生徒が障害者相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターに契約・支援登録を行い、在学中から卒業後の支援に関する情報交換を行っています。

部門	就労		総合支援法サービス		地域生活支援	進学	在宅	その他	合計
	一般事業所	その他	日中系	訪問系					
Ａ部門	6	0	29	0	0	0	0	10	45
Ｂ部門	0	0	10	0	1	0	0	0	11

平成 30 年度末現在（単位：人）

＊幼児教育から特別支援学校への対象児童の特別支援情報の共有

３段階の手続を経て引き継がれており、まず、就学前に保護者との教育面談から対象児童の実態等を聞き、併せて幼児教育を受けた各機関（幼稚園や保育所等）に、つくば特別支援学校の書式による聞き取り書類を作成いただきます。その後、聞き取り書類を基に各機関に特別支援学校の職員が出向き、機関の担当者と対象児童の支援情報を共有します。

（６）市役所における発達相談等の取組

市役所障害福祉課等への来所や電話、保健センター等出先機関などで実施している発達相談では、ここ数年相談の増加傾向が見られます。平成 30 年度では、新規相談件数（４１２人）、延べ件数（１２８８件）となり、早期対応が難しくなってきていますが、新規の方は初回相談枠を設けて対応しています。また、ペアレントトレーニングや保育所巡回相談も行っています。

●発達相談件数全体の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
新規相談件数	―	284	322	373	412
実相談件数	456	539	673	699	725
延べ相談件数	713	888	1026	1421	1288
発達検査等	87	135	190	213	284

各年度末現在（単位：人）

●ペアレントトレーニング参加人数の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実人数	―	5	15	16	15
延べ参加回数	―	30	76	87	73

各年度末現在（単位：人）

●保育所巡回相談件数の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実相談件数	―	383	381	401	304
延べ相談件数	―	577	587	667	447

各年度末現在（単位：人）

（７）障害児福祉サービス等の利用者の状況

つくば市における障害児通所支援の給付量は年々増加しており、特に放課後等デイサービスは、事業所の新規参入や制度の認知度の向上により、サービス利用が大幅に増加しています。障害児相談支援は市内に対応可能な事業所数が少ないため、家族の負担が大きく介護給付も併用する重症心身障害児等を優先的に決定しています。

●福祉サービスの支給決定児童(18 歳未満)

障害者総合支援法（介護給付）	利用事業所数（うち市内）	支給決定者数
身体介護	５（３）	１８
通院等介助	２（２）	４
行動援護	３（３）	７
短期入所	１３（４）	９３

児童福祉法（障害児通所支援）	利用事業所数（うち市内）	支給決定者数
児童発達支援	３４（１９）	３７４
放課後等デイサービス	６６（３４）	４７６
保育所等訪問支援	２（０）	２
障害児相談支援	１６（９）	１０５

平成 30 年度末現在（単位：人）

●医療的ケア児・強度行動障害児等の状況

区分	人数
重症心身障害児※１	６６
呼吸器機能障害児※２	１２
強度行動障害児※ ３	４３

平成 30 年度末現在（単位：人）

※１　重度の肢体不自由（1 級・２級）と重度の知的障害（Ａ・ＯＡ）が重複した児童

※２　呼吸機能障害（1 級・３級）の児童

※３　福祉サービスにおける行動援護を必要とする児童

（行動援護判定基準表のスコアが 10 点以上の児童）

●年度ごとの障害児通所支援サービス支給決定者数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
児童発達支援 （市直営事業所含む）	175	192	267	276	３７４
放課後等デイサービス	174	224	309	424	４７６
保育所等訪問支援	1	0	0	1	2
障害児相談支援	4	27	48	80	１０５

平成 30 年度末現在（単位：人）

●市直営の児童発達支援事業所（福祉支援センターさくら・とよさと・くきざき）の利用状況

事業所名	1 日当たり定員	開所日数	利用登録人数	延べ利用人数
さくら	20	232	66	2139
とよさと	20	232	45	1376
くきざき	10	232	31	1136

平成 30 年度末現在（単位：人）

３ つくば市における発達障害児等への支援体制の課題について

発達障害児に関する現状における課題としては、大きく分けて以下の事項が考えられ、これらに対し、誰も取り残さないというSDGｓの理念に沿って対応することを求めます。

○　相談支援体制の不十分さ

・保健、福祉、子育て等の機関において、それぞれの分野における身近な相談、専門的な相談の相談窓口が用意されているが、各支援機関の支援内容を総合的に対応できる機関を設けることが必要ではないか。

・本来は対象者全員に事業所作成の支援利用計画（プラン）が必要だが、支援利用計画（プラン）作成を行う専門の相談支援事業所が少なく、拡充が必要ではないか。

・発達障害の相談に行こうとしても、初回相談枠がある場合もあるが、予約が数ヶ月先の場合があり、対策が必要ではないか。

○　療育の質の確保の必要性

・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、サービス量は大幅に増えてきているが、一方で質の確保がされていない場合もあり、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守を求めるなどその充実に向けて一定の基準を設けること、また、事業所職員に向けての研修も必要ではないか。

・児童発達支援や放課後等デイサービスで対応していない肢体不自由児、医療的ケアの必要な児童、重度行動障害のある児童に対する療育の場が限られており、児童発達支援を行う民間事業所と市直営の児童発達支援センターの役割分担が必要ではないか。

・療育については、保護者のレスパイトの意義もあることの周知が必要ではないか。

○　幼稚園・保育所・小学校等における支援の質の確保の必要性

・幼稚園・保育所等において、支援が必要な子どもが増えているが、各所で取組みが異なっており、対応レベルをそろえるための発達障害に関する合同研修が必要ではないか。

・インクルーシブ教育についてもっと取り入れていくことが必要ではないか。

○　関係機関の連携不足

・関係機関 （保健センター、保育所等、幼稚園、特別支援学級、特別支援学校など）の顔の見える関係が必要ではないか。

・上記関係機関が蓄積してきた情報がきちんと次のステージに引き継がれておらず、情報共有のルールが必要ではないか。

・関係機関をつなげる役割をもつハブ機関が必要であり、特に 18 歳以降のトランジション支援を意識することが必要ではないか。

○　地域における発達障害に対する理解の不十分さ

・ 子どもを育てる保護者においては、一般的に障害や発達障害に対する知識や情報（療育・福祉サービス資源情報を含む。）が不十分であり、その周知が必要ではないか。

・ 障害や発達障害に対する周囲の理解や知識が不十分なため、保護者が精神的に苦しい思いをしたり、子どもに一貫性のない対応となることがあり、その周知が必要なのではないか。

・発達障害児の保護者への支援の充実として、ペアレントトレーニングやペアカウンセリングを充実させることや、就労支援等により社会参加を促進することが必要ではないか。

４ 児童発達支援センターの整備に関しての基本理念について

子どもの発育に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てができ、また、安定した環境の中で子どもたちが持っている能力を十分に伸ばし、子どもと保護者が将来の見とおしを立てられるようにすることが、児童発達支援センターの重要な役割と考えられます。

そのためには、まずは保護者の思いに寄り添い、関係機関が連携をしながら適切な支援を行い、地域住民が地域の子どものひとりとして、育ちを応援していけるような施設を目指すためのキーワードとして、

「気づく」　「つなぐ」　「支える」

を提唱します。

５ 児童発達支援センターの機能について

上記の基本理念「気づく」「つなぐ」「支える」を実現するために、つくば市児童発達支援センターにおいて、以下の機能に整理して事業を推進するとともに、つくば市においては、設置前に取り組めることについては、令和元年度から実施できるよう努めていただきたい。

（1）相談機能について

～つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設～　　**「気づく」「つなぐ」**

子どもの発達に不安を抱えている保護者にとって、相談は、療育につながるファーストステップですが、同時に最初のハードルにもなり得ます。児童発達支援センターの「総合相談窓口」は、子どもと保護者の相談を受ける総合的な相談機能を担い、専門相談の敷居が高く感じる保護者にとっては、総合相談窓口の橋渡しにより、スムーズに、より専門性の高い相談へとつなげることが可能となります。相談の中から子どもの発達に関する相談を療育部門で引き継ぎ、必要に応じて、保健師、臨床心理士等の専門職によるサポートやアドバイスを行うことが考えられます。

（２）児童発達支援事業について

～子どものそれぞれの発達特性に応じた児童発達支援の充実～　　「気づく」「支える」

障害や発達に不安のある子どもは、早い時期から適切な支援を受けることにより、生活上の困難が軽減されるとともに、不登校や引きこもりなどを防ぐことにもつながります。支援が必要な子どもに対し、早期に専門的な療育支援を行い、日常生活における基本動作や他者とのかかわり方等について指導や訓練が求められています。

例えば、保健センターとの連携として、次のようなことが考えられます。

①１歳６ヶ月健診、３歳健診当日に必要に応じて心理相談を実施。

②１歳６ヶ月健診、３歳健診後、必要に応じて発達健診やことばの相談などを案内。

③１歳６ヶ月健診、３歳健診当日の心理相談の結果、必要に応じて心理経過観察を実施。

④グループによる心理経過観察が適当と判断すれば、「のびのび子育て教室」を案内。

＊今後、５歳健診の実現可能性について検討することも考えられます。

（３）幼稚園・保育所等への支援について

～障害のある児童の参加・包摂を推進する支援～　　「気づく」「支える」

現在、幼稚園、保育所等には、障害児通所支援サービスを利用しながら通園している子どもやサービスは利用していないけれども何らかの支援を必要とする子どもが増えています。障害のある子どもの社会参加・包摂を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちも重要です。地域の幼稚園、保育所等でも適切な保育や教育が受けられるよう支援が求められています。

保育所等訪問支援として、幼稚園、保育所等で集団になじめていない子どもやその可能性がある子どもに関し、幼稚園、保育所等で訪問支援員が集団活動に加わりながら、子どもの特性等に合わせて、環境や活動の手順を調整し、保育園等を支援することが考えられます。

巡回相談事業として、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が保育所等を定期的に巡回し、支援を必要とする子どもへの関わり方や環境調整に対するアドバイスを行い、子どもの発達や困り事の理解を深め、職員の障害児に対する対応等のスキルアップを行うことや、合同研修等を通じて市内の保育所等の統一的なスキルアップや課題の共有化を図ることが考えられます。

（４）関係機関及び民間事業所との連携・支援について（縦の連携・横の連携）

～切れ目のない一貫性のある支援体制づくり～　　「つなぐ」「支える」

切れ目のない一貫した療育を行うためには、支援を必要とする子どもの成長の過程において、これまで関わってきた支援機関の支援方針や内容が共有され、引き継ぎ、更に発展させていくことが重要です。そのためには、民間の事業所等を含め保健・子育て・教育・福祉等の関係機関がしっかりと連携をしていくことが必要です。

今後は、児童発達支援センターが中心となり、複数の関係機関を対象としたケース会議や情報の共有や引継ぎを主とした移行支援に関する会議などを定期的に開催することが考えられます。（＊）

関係機関と連携していくには、情報の共有や集約が必要であり、現状では、保護者が「すてっぷのーとあゆむ」（つくば市版サポートブック）等を支援機関と共有することにより情報の共有や引継ぎがなされています。関係機関で適切に役割を分担しながら切れ目のない支援につなげるため、漏えい等の確実な防止を図るとともに、保護者や本人の同意等、法令に基づく適切な管理のもと、ルールを定めて支援情報などを共有することで、利用者の負担軽減や効率的な業務の運営、職員間・部署間の円滑な情報共有を図ることが考えられます。

また、市内で活動している児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所については、発達障害に対する理解や支援スキル等一定程度の質を確保していくことが重要です。センターでは、市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等から、事業所に通所する子どもの支援に関する相談を受け、助言等の支援を行うほか、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」など、支援等に必要な情報の提供や研修等を行い、市内事業所のサービスの質が一定以上となるよう努め、ニーズにあった療育を提供できる体制をつくることが考えられます。

＊ 連携のための会議として考えられるものの例

○ 本人・家族が主となる会議　：　ケース会議

複合的な問題や困難を抱えている個別のケースに対し、関係者や専門家等が意見を交えることにより支援方法を検討するための会議であり、本人（子ども）、家族等やケースに関わっている関係者及び関係機関、必要に応じて専門家等の出席が想定される。

○ 関係機関が主となる会議（支援情報等の引継ぎ）　：　移行支援会議

ライフステージ（入園、就学、卒業時等）ごとの支援情報等の引継ぎを行うための会議であり、保健センター、保育園、幼稚園、小学校等が参加。

○ 関係機関が主となる会議（連携強化）　：　ネットワーク会議

子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉の機関の連携を深めるため、情報共有や研修等を行う会議であり、子どもの発達にかかわる保健、子育て、福祉機関（事業所を含む。）の管理者等が参加。

（5）家族支援・地域支援機能について

～家族支援の充実と子どもの発達支援に係る地域支援者への支援～「つなぐ」「支える」

障害のある子どもを育てる家族に対し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本に、保護者等を含めた支援として、子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、ペアレントガイダンス、家族へのカウンセリング、保護者会のフォロー等を行うことが考えられます。

また、地域の障害児理解が不十分なために、家族が心理的な負担を感じることも少なくありません。地域住民の事業所に対する理解、地域の子どもとしての温かい見守りを促進するためにも、障害児理解のための地域住民向けの講演会などを実施していくことが考えられます。

６ 児童発達支援センターに必要な人員・設備について

基本理念や必要とされる機能等を踏まえ、児童発達支援センター（複合施設内で共有する部屋を含む。）内に、次の諸室を整備することが考えられます。

○業務	内　　容	実　施　者
障害児相談支援（必須）	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	相談支援専門員（実務経験、研修修了者）、管理責任者
児童発達支援（必須）	日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識の技能や集団生活への適応のための訓練を行う。	児童指導員（教職員等）、保育士、機能訓練担当（言語聴覚士等）、栄養士、調理員、嘱託医、管理責任者
保育所等訪問支援（必須）	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	訪問支援員（保育士等）、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、管理責任者
関係機関連携	保健・福祉・子育て・教育部門が一体となって、相互に連携しながら、発達の気になるお子さんに切れ目のない支援を行う。	各部署相談担当職員（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、機能訓練担当専門職、教職員等）
家族支援・地域支援	発達の気になる子どもを育てる家族に対して、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを目的に支援を行う。また、障害のある子どもの地域社会への参加、包摂を推進する。	担当職員

○設備

・指導訓練室　：定員おおむね 10 人。障害児 1 人当たりの床面積は 2.47 ㎡以上

・遊戯室　　：障害児 1 人当たりの床面積は 1.65 ㎡以上

・必要な設備　：屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所、その他設備（交流スペース等）

○人員	設置基準	３福祉支援センター療育部門正職員計　()内は臨時職員（常勤換算）	市障害福祉課内専門職員	※保健センターの人員（正職員）
児童指導員（教職員等）	１人以上 総数がおおむね障害児の数を４で除して得た数以上	―	―	―
保育士		６人 （9.9 人）	―	―
栄養士	１人以上（障害児の数が 40 人以下の場合は置かないことができる）	―	―	３人 （臨時職員）
調理員	１人以上（調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる）	―	―	―
児童発達支援管理責任者	１人以上	３人	―	―
嘱託医	１人以上	―	―	―
機能訓練担当（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等）	機能訓練を行う場合に置く 保育所等訪問支援等で専門職が支援を行う場合に置く	（0.48 人）	言語聴覚士 ３人 理学療法士 ３人 作業療法士 ６人	―
管理責任者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）	３人 （所長）	―	３人（所長）
相談支援専門員（実務経験、研修修了者）	１人以上	―	―	―
訪問支援員（保育士等）	１人以上	―	―	―
その他	必要な人員	看護師（兼務） ３人	臨床心理士 ３人 臨床発達心理士　１人 社会福祉士 （1 人）	保健師・看護師 32 人

7 児童発達支援センターの設置場所について

		メリット	デメリット	共通する課題
①	中央消防庁舎跡地 （賃貸・新築）	○市中心部にあり利便性が高い ○筑波大学附属病院に近く、大学と連携した事業となる	○大学主体での新築・設計であれば、調整が必要。	○一定規模の駐車場の確保が必要 ○福祉支援センターの今後（＊）
②	桜庁舎跡地（新築）	○大規模に新設すると、保健センターや保育関係施設を同一建物に設けることが可能	○大規模になるほど多額の予算が必要であり、実現に時間がかかる可能性がある。 ○測量から実施するため、一定の建設期間が必要	
③	豊里保健センター（改修）	○建屋はあり、内部の改修だけであれば、予算は多額にはならず、工期も長くかからない	○施設面積に限界があり、保健センターや保育関係機関が同一建物に入ることは難しい ○公共交通機関が充実していない	

意見の一致は見なかったものの、児童発達支援センターの設置場所については①中央消防庁舎跡地、②桜庁舎跡地、③豊里保健センターの順番で賛成が多かったことから、つくば市に対して、その順番でさらに検討を進め、予算を確保した上で、設置することを求めます。

※福祉支援センターの療育部門については、民間事業所で対応していないケアを行うことに重点化するため、児童発達支援センターに職員を集中させるとともに、民間事業所との役割分担を行っていくことを望みます。